

1) 定期予防接種 A類疾病(法定)

定期予防接種は、接種対象者(保護者)は予防接種を受けるよう努力する義務があります。

対象疾病	ワクチン名	対象者(法定接種期間)	回数	接種量	方法
感染性胃腸炎 (ロタウイルス原因のもの)	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	1回目は生後6週間以後、2回目は4週間以上の間隔をあけて生後24週までに完了	2回	各1.5ml	経口接種
	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	1回目は生後6週間以後、2回目、3回目は4週間以上の間隔をあけて生後32週までに完了	3回	各2.0ml	
B型肝炎	組換え沈降B型肝炎ワクチン	1歳に至るまでの間にある者	3回	各0.25ml	皮下接種
Hib感染症	乾燥ヘモフィルスb型ワクチン	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	初回3回 追加1回	各0.5ml	皮下接種
肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)	沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	初回3回 追加1回	各0.5ml	皮下接種
	沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン				筋肉内または皮下接種
ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎(ポリオ) Hib感染症	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン	第1期初回生後2月から生後90月までの間にある者	3回	各0.5ml	筋肉内または皮下接種
ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎(ポリオ)	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン	第1期生後2月から生後90月までの間にある者	4回	各0.5ml	皮下接種
	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン				
	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド				
	不活化ポリオワクチン				
ジフテリア 破傷風	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	第2期11歳以上13歳未満の者	1回	0.1ml	皮下接種
結核	BCGワクチン	1歳に至るまでの間にある者	1回	所定のスポイトで滴下	経皮接種
麻しん風しん	乾燥弱毒生麻しん風しん混合(MR)ワクチン または 乾燥弱毒生麻しん(M)ワクチン または 乾燥弱毒生風しん(R)ワクチン	第1期 生後12月から生後24月までの間にある者	1回	0.5ml	皮下接種
		第2期 5歳以上7歳未満のものであって、小学校就学に始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までにある者	1回	0.5ml	
風しん	乾燥性毒生麻しん風しん混合(MR)ワクチン または 乾燥弱毒生風しん(R)ワクチン	第5期 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性	1回	0.5ml	皮下接種
水痘	乾燥弱毒生水痘ワクチン	生後12月から生後36月までの間にある者	2回	各0.5ml	皮下接種
日本脳炎	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	第1回初回 生後6月から生後90月までの間にある者	2回	(3歳以上) 各0.5ml	皮下接種
		第1回追加 生後6月から生後90月までの間にある者	1回	(3歳未満) 各0.25ml	
		第2期 9歳以上13歳未満の者	1回	0.5ml	
ヒトパピローマウイルス感染症	組換え沈降ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子 ※キャッチアップ接種 平成9年度から平成19年度生まれの者で定期接種の対象期間にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない女性	3回	各0.5ml	筋肉内
季節性インフルエンザ	インフルエンザHAワクチン	一 65歳以上の者	1回	0.5ml	皮下接種
		二 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者			
肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)	23価肺炎球菌莢膜ポリサッカロイドワクチン	一 65歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	1回	各0.5ml	皮下接種 又は筋肉内接種
		二 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者			

※法定接種期間内に受けた上記の予防接種は全額公費負担(自己負担はありません)となります。法定接種期間の前や後に接種した場合は全額自己負担となりますのでご注意ください。